

境内地・境内建物の証明願に添付する書類一覧（電子申請を除く）

◎…必須、○…必要により添付

区分	提出書類一覧	各種証明		備考
		境内地	境内建物	
共通	証明願<< 2枚 >>	◎	◎	
	大分県収入証紙 << 400円分 >>	◎	◎	県庁及び県の地方機関（情報センター、振興局等）で販売しています。
物件関係	当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書）	◎	◎	全筆の全部事項証明書
	当該建物の登記事項証明書（ " ）	◎	◎	新築の場合は、当該建物の表題部に係る登記事項証明書
	当該地又は当該建物の位置図	◎	◎	住宅地図等に記入してください。
	公図の写し（字図）	◎	◎	
	配置図	○	◎	駐車場用地の場合は、既存駐車場も含め駐車枠線を記入してください。
	建物平面図	○	◎	
	売買契約書、工事請負契約書等の写し	◎	◎	取得の経緯がわかる契約書など、建築の場合は工事請負契約書、寄附の場合は寄附証書など
	農地転用許可書写し （市街化区域内の場合⇒農地転用許可届）	○	◎	※取得する土地が農地の場合
	使用目的を記した書類	◎	◎	誓約書等（使用目的及び今後他の用途に使用しない旨を記載）
	使用目的を証する書類	○	○	建築検査済証（写し）等 （※納骨堂の場合は、経営許可書・管理規約等（写し）が必須）
現場写真数枚	◎	◎	遠景及び近景、外観及び内観	
法人関係	責任役員会議事録写し	◎	◎	
	責任役員であることの証明書	◎	◎	上段責任役員会議日現在、責任役員である旨の代表役員の証明
	総代、総代会等の同意書等の写し	○	○	※法人規則中に総代等の同意、包括団体の承認等が必要である旨の規定がある場合
	総代等であることの証明書	○	○	
	包括団体の承認書の写し	○	○	
	公告証明書	○	○	※宗教法人法第23条に該当する場合 （建物新築等の場合は必ず必要、それ以外の場合は該当する場合のみ）
	公告書類写し	○	○	
	公告証明写真	○	○	公告内容、掲示場所がわかるように近景及び遠景
宗教法人履歴事項全部証明書	◎	◎		

※ 注意事項

- ・ 写しを提出する場合は代表役員の原本証明が必要です。
（右記参照）
- ・ 宗教法人法第23条に該当するのは、財産の処分、借入、保証、主要な境内建物の新築・改築・増築・移築・除却、著しい模様替えをする場合です。
- ・ 公告は、売買契約等を締結する少なくとも1ヶ月前に完了しなければなりません。

【原本証明記載例】

この写しは、原本と相違ないことを証明します。
 ○○年○○月○○日
 宗教法人「 」代表役員 大分 太郎 ㊤